

## 裁判員等経験者の意見交換会議事録

日 時 平成25年3月5日(火)午後2時～午後4時15分  
場 所 新潟地方裁判所大会議室(1号館4階)  
出席者 司会者 青柳 勤(新潟地方裁判所長)  
法曹出席者 藤井俊郎(新潟地方裁判所刑事部総括判事)  
三上孝浩(新潟地方裁判所刑事部判事)  
河原克巳(新潟地方検察庁三席検事)  
岩月泰頼(新潟地方検察庁検事)  
内山 晶(新潟県弁護士会刑事弁護委員会委員)  
石山正彦(新潟県弁護士会刑事弁護委員会委員)  
裁判員等経験者 7人  
報道機関出席者 3人  
新潟日報  
NHK  
TeNY  
オブザーバー 高瀬和久(新潟地方裁判所刑事首席書記官)

### 第1 自己紹介等

司会者(青柳所長)

新潟地裁所長の青柳です。本日の司会を務めさせていただきます。まずは、裁判官、検察官、弁護士の順に簡潔に自己紹介をお願いします。それぞれの立場と何件くらいの裁判員裁判を担当されたかを触れていただければと思います。それでは、藤井部長からどうぞ。

藤井判事

新潟地裁刑事部で専ら裁判長として事件を担当しております。本日参加されている経験者が担当された3件の事件のうち2件を裁判長として担当しました。裁判員裁判の経験は、新潟では22件、また、前任庁を含めると約30件に関わっています。

三上判事

新潟地裁で基本的に陪席裁判官を務めています。本日参加されている経験者が参加された事件のうち1件について裁判長を務めました。裁判員裁判を経験した事件数は、前任までの件数を含め、25件弱です。

河原検事

新潟地検で三席検事という立場で仕事をしています。裁判員裁判の経験はありませんが、本日、皆さまからの意見をお聞きし持ち帰りまして、今後の執務の参考にさせていただきます。

岩月検事

これまで6件くらいの裁判員裁判の公判を担当しています。

内山弁護士

裁判員裁判の経験は4件で、裁判官や検察官に比べると少ないですが、弁護士の場合

は刑事事件以外の事件もやっているの、弁護士の中では多い方だと思います。

石山弁護士

裁判員裁判は、これまで1件担当しました。

司会者

ちなみに、私は、前任庁の最高裁では調査官をやっておりましたので、裁判員裁判の経験はありません。本日は、皆さんに教えていただく立場ですので、よろしく願いいたします。

次に、裁判員経験者及び補充裁判員経験者の方に、自己紹介に代えて、裁判員、補充裁判員を経験しての全体的な感想を簡潔に伺いたいと思います。時間の関係で、関与した事件、自白・否認の別は私が説明します。

1番から3番の方の関与した事件は、麻薬特例法違反の事件で、被告人が、平成24年1月から2月までの間、客8人に対し、20回に渡り覚せい剤等合計約7.243グラムを譲渡し、覚せい剤等を譲り渡すことを業としたという事件でした。自白事件で量刑が争点でした。では、1番の方から順にお願いします。

裁判員経験者1番（以下、裁判員等経験者を単に「1番」などと表記する。）

覚せい剤という問題は自分の中ではありえないことなので、皆さんと話をして判決を決めたりしたのは、良い経験ができたと思っています。

2番

最初は、どうしようという気持ちばかりでしたが、終わってみると、今まで知らなかったいろいろなことが分かったり、自分の人生観が広がったりということで、今は、良かったなと感じています。

3番

裁判員制度が始まったころ、テレビで、裁判員を経験した方のとても苦しんでいる様子のインタビュー映像を見ていたので、私も裁判員に選ばれた段階では、非常に、どうしようかという気持ちがありました。しかし、実際に5日間裁判にたずさわってみたところ、思ったよりも気楽にできたと思っています。

司会者

次に、4番、5番の方が関与した事件は、殺人未遂の事件でした。中国人女性の被告人が、再婚した中国人の夫から、浮気を疑われて出勤を禁止されたりし、時には暴力も振るわれ、かといって離婚に応じてもらえず、前夫との娘の引き取りや面倒をみることも禁止されたため、死にたいと考えるに至ったところ、夏休みで遊びに来ていた娘と別れる前夜、夫から、自殺しても娘や母親に危害を加えると言われ、自殺する前に夫の殺害を決意し、平成24年8月22日、寝ていた夫に対し、頸部を中華包丁で切り付け、更に頭部、顔面等を切り付けたが、傷害を負わせたにとどまり、死亡させるに至らなかったという事件でした。最初の攻撃の後、頭部、顔面等を切り付けたときにもなお殺意があったかという点と、量刑が争点でした。では、4番の方から順にお願いします。

4番

裁判員に選ばれた当初は、別に嫌ではなかったのですが、何をしたら良いのかがよく分かりませんでした。結果としては、裁判長にいろいろと教えてもらい、また、気兼ねせずに意見が言えました。良い経験をさせていただいたと思いました。

5 番

初日は、自分が参加して何ができるだろう、どんなことが言えるだろうと思っていましたが、裁判長や裁判官から自分の意見を上手に引き出してもらい、2日目、3日目と、どんどん自分の意見が言えるようになりました。自分の意見が何でも言える環境を作ってもらい、良かったと思います。

司会者

6 番、7 番の方が関与した事件は、傷害致死の事件でした。長男である被告人が、平成24年4月に父親が死亡後、一人住まいの母親を定期的に見に行き、世話をしていたものの、母親が認知症を疑われる言動を取り、被告人が尋ねることも答ええないなど会話が成立しないことに次第にストレスを募らせ、妹二人の協力も得られないでいたところ、8月18日、母親に対し、お墓のごみを捨てた場所を繰り返し尋ねても質問に答えず、ごみを捨てていない場所を3回示すなどしたため立腹し、右足で左腰部付近を蹴る暴行を加え、後頭部をコンクリート路面に強打させ、よって、9月5日、母親を硬膜下血腫により死亡させたという事件でした。自白事件で量刑が争点でした。では、6 番の方どうぞ。

6 番

最初は、えらいものに当たってしまったという感じでした。

国民主権のうちの一つだと説明されたのが大変新鮮に感じ、いまだに、どういうことなのかなと考えています。

裁判員を経験したことで、裁判が、すごく身近な感じになりました。法廷の中では、被告人席と自分の席が一続きのものだと感じました。

裁判官や裁判員の方々が、自分の人生を語られたのが非常に感動的でした。

自分も母親なので、どんなことがあっても息子を罪人にしてはいけないと思いました。

それと、裁判員裁判は、大変な手間がかかっているなあという感想を持ちました。

司会者

7 番の方は補充裁判員として関与されましたが、いつ裁判員になるのか分からないので、裁判員と同じように緊張して審理に関与してきたと思います。感想をお伺いします。

7 番

選任されたときは、断ることもできないので、しかたがないと思いました。

当初は興味本位的な気持ちもありましたが、実際に審理をしていくと、なんて愚かな考えで参加したのかと思うようになりました。

「補充」というのはどこまで関与し、どこまで自分の意見が入るのか、何が違うのか、というところを考えましたが、皆さんと一緒に話をしていると、「補充」という肩書きは付くけれども普通の裁判員と同じだと思いました。

今回担当した事件は、心理的に複雑な部分が多かったです。自分も被告人と同年くらいなので、とても他人事ではなく、いつ自分に起ってもおかしくない事件だと思いました。考えすぎかもしれませんが、精神的に悩まされる事件でした。

## 第2 意見交換会の趣旨説明

司会者

裁判員制度は、国民に根ざした刑事裁判を目指すものとしてスタートしました。そのためには、審理の対象を犯罪事実の存否と量刑上重要な情状事実の存否に絞った上で、「見て、聞いて、分かる刑事裁判」、つまり、「分かりやすい刑事裁判」を実現することが必要であるとの理解で出発しました。

本日は、裁判員等経験者の皆さんから御意見、生の声を伺い、今後の運用改善に役立てていきたいと考えています。そのような趣旨なので、思うところ、感じたところを率直に遠慮なく述べていただければと思います。分かりやすい刑事裁判という点からは、このような点がまだ不十分ではないのか、もっとこのように改善すべきではないのかという厳しい意見を歓迎します。

### 第3 証拠調べについて

司会者

検察官、弁護人は、冒頭陳述で自分の主張を明らかにした上で、証拠調べに入ります。証拠書類を朗読したり、証人を尋問したり、被告人質問ということで被告人の話を引き出したりという活動をするようになります。証拠調べの内容が、生き生きとした印象に残るものであったかどうか、記憶が保持できるものであったかが、公判での審理に基づく評議を行なうに当たり極めて重要です。そこで、証拠調べの在り方について伺っていききたいと思います。

6番と7番の方が関与した事件は、長男が母親を死亡させた傷害致死事件でした。この事件では、被告人には妹が2人おり、上の妹については供述調書が朗読されました。他方、下の妹は法廷に証人として出てきて証言しました。同じような立場の人ですが、一方は供述調書の朗読、他方は証人としての証言でした。どちらが印象に残り、記憶が保持できるものでしたか。

6番

どちらも変わりなく聞かせていただきました。

7番

法廷で目の前にいるほうが、顔色等、表情が見られるので、こちらのほうが強く印象に残ると感じました。

司会者

顔色が見られるという点、態度が分かるという点では、全然違いますよね。それ以外、例えば、調書に疑問を持ったときはどうでしょうか。

7番

やはり法廷にいるほうが良いと思います。法廷にいないと、疑問点を聞いたり見たりすることができず、そこから先には進まないの、いてもらったほうが都合が良いというか、話しやすい材料になるのかなとは思っています。

司会者

疑問が生じた際に、その場ですぐに質問できるという利点があるということですね。

7番

はい。そうです。

司会者

6 番の方は、どちらも変わりなかったということでしたが、表情や態度が見られることや疑問が生じた際にすぐに質問できるという点は、いかがでしたか。

6 番

法廷に来た方に対しては、こちらから質問することができたのに対し、法廷に来なかった方には質問することができなかつたので、来ていただくに越したことはないと思います。

司会者

法廷ではどのような質問をしたのですか。

6 番

どちらの妹にも、母と兄のことをどのように思っているのか聞きたいと思いました。下の妹からは聞けましたが、上の妹からは聞けませんでした。

下の妹の証言は、母のことについては自分の考えを話してくれましたが、兄のことについては他人事のように話していると感じました。

司会者

この事件は、2人の妹について、片方が調書、もう片方が証人ということで、私も興味深かったことから、感謝レターを差し上げる際に、どちらのほうが印象が濃かったか裁判員等の皆さんに伺ったところ、この事件の1番の裁判員の方を中心に、「それは、証人に決まっています。」という感じの言い方をされており、その場に居た全員が「うん。うん。」とうなずいていましたよね。

6 番

はい。事実として受け取り、記憶として残るくらいのところまでは、どちらも同じですが、人柄の感じとか、感じ取るものは、やはり法廷にいらっしゃる方が強いと思います。

司会者

検察官にお伺いします。上の妹は供述調書、下の妹は証人という形になったことにつき、一般的にはどのようなことが想像されますか。

河原検事

この事案についての事情は承知していませんが、一般的には、証人に負担がかかるので、証人の意向、体調、家庭の事情、記憶をどれだけ保持しているかなど、諸々の事情を考慮した上で、証人として来ていただくか、あるいは供述調書を裁判所に提出して内容を理解していただくかということを決めています。

司会者

この事件は三上裁判官が裁判長でしたが、裁判所は、現在どのような考え方で臨んでいるのでしょうか。

三上判事

今、裁判員等経験者の方が話されたように、やはり来ていただき、話をさせていただいたほうが生き生きとした証言、法廷になると思っています。分からないことがあれば、その場で聞けるということがあるので、できれば、証人としてお越しいただければと考えています。

司会者

弁護士にお伺いします。他庁では、自白事件であっても重要な事実については弁護人が書証を不同意にし、検察官が証人申請をするということで証人尋問が実施されることが多いようです。昨年10月時点の全国平均では、1件当たり1人の証人を調べている状況となっておりますが、当庁は、現時点で、自白事件13件中、証人を調べたのは2件ということで全国的には非常に少ない状況にあります。今の裁判員等経験者の話を聞いていて、弁護人としてはどのように思われるのでしょうか。犯行動機を形成する経緯についてであれば、証人から話を聞くということも考えられるのではないかという気もしますが、いかがでしょうか。

内山弁護士

私の担当した4件の裁判員裁判対象事件では、確かに、情状証人は別として、証人による証拠調べはありませんでした。これはあくまで私見ですが、新潟では、性犯罪が多かったり、もともと被害者がいない事件であったりと、たまたまそのような特別の事情のある事件が多く発生したということも関係しているのではないかと思います。

重要な事実について、例えば、目撃者から話を聞いたほうが良いのではないかということは、一般論としてはあると思います。弁護人が、証人の方にお出でいただくことをお願いするというのは、被告人にとってそれが有利だと判断する場合がありますが、新潟の事件では、たまたまそのような判断をすることがなかったのかなと思います。

司会者

性犯罪が多かったのは、そのとおりです。性犯罪については、被害者の方をお呼びすると二次被害が生じるおそれがあるので、争いがないということであれば書証ということになるとと思います。

さて、同じ自白事件ですが、1番から3番までの方が関与した麻薬特例法の事件は、事件の経緯、事件の内容については、被告人の供述以外は報告書などの証拠書類で立証が行なわれました。譲受人8人の合計20回の覚せい剤取引につき、譲受人ごとに供述要旨がまとめられた報告書が朗読されました。私も読ませていただきました。1番から3番の方にお伺いします。率直な感想で構いませんが、どのように感じましたか。

1番

先ほどの話と一緒に、やはり出てきてもらったほうが良かったと思います。当人に質問できるのが一番良いのではないかと思います。

2番

書面では、覚せい剤の手渡した分量や金額などが詳しく記載されていましたが、さらっと読む感じになってしまい、覚せい剤というものに対して知識のない私達にしてみると、記載内容がどれくらい重みのある内容なのかということが書面だけでは伝わらなかったというか理解できませんでした。これだけの人が出てくるので大変だとは思いますが、そのあたりがもう少し分かりやすい感じだったら、もっと良かったと思います。

3番

譲り受けた本人は、被告人に対してどのような気持ちで依頼していたのかということについては書面では分からないので、1人でも2人でも法廷に出てきて、実際の言葉で聞いたり、こちらから質問ができれば良かったのかなという気持ちはあります。

司会者

アンケートでは、普通、審理は「分かりやすかった。」、「理解しやすかった。」という回答がほとんどなのですが、この事件については、2人の方が「分かりにくかった。」と回答しており、別の1人の方は、「分かりやすかった。」としつつも理解できないところがあった旨の記載がありました。譲受人が8人もいて、取引が20回もあったということが影響していると思われまます。

書証か証人かという点ですが、3番の方が話されたように、全員は無理としても、1人か2人くらいは証人として呼んで、取引の実態がより良く分かれば、もう少し分かりやすい審理になったのではないかという気もしないでもありません。

検察官に伺います。この事件は通常の事件から裁判員裁判に訴因変更で移行したもので、長い供述調書等も付いていましたが、それらを全部朗読するのに比較すると、供述要旨をまとめて報告書にしたのはかなり工夫もされたし、労力もかけたと思います。ただ、先ほどのとおり、取引の実態を理解してもらおうとか、あるいは分かりやすく理解してもらおうために、1人とか2人の譲受人を法廷に呼んで証言してもらおうというような方法は全く取れなかったのでしょうか。

岩月検事

この事件は、もともと各取引につき15頁くらいの調書があるので、全部で300頁くらいになります。それをすべて朗読するのは、さすがに無理であろうということと、覚せい剤の譲り渡しなので、場所と時間と量が分かれば最低限足りるだろうということで一覧表で行ないましたが、もう一つ、切実な問題として、公開の法廷で、譲受人たちに対して覚せい剤の仕入れ先を聞いたとしても、黙秘して事実を隠してしまう可能性が十分に考えられました。そこで、検察官としては、黙秘の可能性も考えた上で、認めるのであれば、一覧表で最低限の立証をせざるを得なかったということです。

ただ、先ほどの話のように、いったいどのような取引だったのかというイメージがわからないというのは確かにそうだと思います。可能であれば、証人尋問という選択肢もあったかとは思いますが。

司会者

証人尋問という選択肢もあったということですね。譲受人の中で、すでに判決が出ていた人はいませんでしたか。

岩月検事

いました。

司会者

そのような人は、案外覆さないかもしれませんね。

岩月検事

そこは、判決が出た後の彼らの生活状況や人間関係によります。

司会者

警察が内偵で裏付けを取ったと思うのですが、その警察官に来てもらって状況を説明してもらおうというようなことはできなかったのでしょうか。

岩月検事

この事件では、そこまでの必要はないと思ったのですが、別の事件では、実際に警察官を呼んで捜査状況を証言させ、あるいは疑問点を裁判員の方から出してもらって警察

官が答える，というようなことをしたことはあります。

また，覚せい剤の薬効とか，覚せい剤を使うことにより具体的にどのような被害が生じるのかということ警察官で立証しようかとも考えたのですが，覚せい剤の薬効の問題と，覚せい剤が暴力団の資金源になっていることが，1人の警察官では範囲がいろいろと分かれてしまい，なかなか難しい，逆に，警察白書とか，そういった文献のほうがよくまとまっていたということもあり，文献を報告書にして立証したのですが，確かに，その点は，警察官で立証するということは考えられると思います。

司会者

昔，裁判員制度導入の準備をしていたころに，捜査を指揮した警察官から，この捜査はこのように進展してこの犯人に行き着いたというようなことを説明してもらえれば，裁判員にとって一番頭に入りやすいのではないかという議論をしたこともあります。この事件は特有の事情があったとは思いますが，やはり重要なことは法廷で調べて決めていくというのが裁判員裁判だとすれば，1人，2人という証人を考えても良かったのではないか，という裁判員経験者の方の意見はもっともではないかなというようにお伺いしました。

藤井判事

今の点は，公判前整理手続で検察官といろいろと議論して，そのような事情も踏まえながら，一番分かりやすい立証として一覧表というようなものが適切ではないかということで立証方法を決めたわけですが，裁判員経験者の方のお話も今後参考にしながら，より適切な立証方法を考えていきたいと思いました。

司会者

4番，5番の方が関与した殺人未遂事件について意見を伺いたいと思います。この事件は先ほど説明したとおり，被告人と被害者との間に，これまでのいろいろな経緯，関係があり，それが犯行の動機となっていますが，被害者である夫からは，自分は刺されたのではなく，自殺しようとした被告人を止めようとしてけがをしたという，犯行を否定する証言内容と，自分は被告人を恨んではないので許すという内容の証言を聞いているだけで，最も経緯を知っているはずの夫からは経緯を聞いていません。夫から直接経緯を聞いてみたいとは思いませんでしたか。

4番

被害者である夫が何か話そうとしたときに，止められました。それで終わってしまったので，何が言いたかったのか，それは今でも聞いてみたかったなというのが残っています。被告人に対して不利になるようなことを言いそうになったから止められたのか，それは何とも言えませんが，何が言いたかったのかということは今でも気になります。

司会者

5番の方に伺います。動機を形成する経緯とか経過は，間接的には，勤め先の人の供述調書がありましたが，直接的な経緯は，被告人質問で出しています。私は法廷を傍聴しておらず調書だけ読んだのですが，被告人は，少なくとも文章にする限りは，かなり分かりづらい日本語で，理解が困難なところが多々あったのですが，法廷で聞いていて，どうでしたか。

5番

分からない部分は、その都度質問し直して答えてもらったので、それほど分かりにくいということは無かったです。

司会者

起訴状を見ながら調書を見れば犯行の動機は分かりますが、被告人質問を耳で聞いていて、内容は分かりましたか。

5 番

はい。

司会者

そうですね。耳で聞くのと文字にしたのでは違うのですね。私が記録を読んでいて思ったのは、その出来事がいつ起ったのかというのが必ずしもよく分からないところがあって、やはり経緯について、被告人をいろいろと苦しめてきた夫である被害者から聞くべきではなかったのかということです。被害者から聞きたいとは思いませんでしたか。

5 番

裁判中は、聞いてみたいという気持ちはありました。ただ、それが被告人のためなのか、被害者のためなのか分からない感じがしたので、今は逆に聞かなくて良かったと思っています。

司会者

誰のためというより、双方の主張を踏まえて、その経緯について証人がいれば証人によって明らかにすべきだろうと裁判所としては考えるわけです。今のお話だと、被害者である夫から聞いてみたいという気持ちにはなったということですよ。

5 番

本当の事を言ってくれるのであれば、聞いてみたいと思うのですが。

司会者

この事件の裁判長は藤井部長ですが、このあたりの経緯についてはいかがでしょうか。

藤井判事

この被害者は、殺人未遂の被害者なので、本来、当然法廷に来ていただいて、何があったのかということを知ることがなければならぬ方なのですが、ちょっと微妙な立場の方でもあります。要するに、被害者は、奥さんと別れたくなく愛していると、被告人である奥さんは、ひどいことをされているので一日も早く別れたいと、このような立場の方々です。被害者は、おそらく法廷で、そんなひどいことはされておらず、被告人から切り付けられたりしてはいないということを証言することが想定されました。また、そのようなことを検察官から伝えられていました。もちろん、それを踏まえて、そんなことはなかったということを被害者から話していただき、被告人からは、そうではなく、私は本当にひどいことをしました、と、普通とは逆の話が出てきて、では、どちらの話が本当なのか、ということ議論する、確かに、法廷で事実を明らかにするという考え方からすればそれもあったのかなと今は思いますが、かえって混乱するのではないかとことも考えたのは事実です。検察官の立証が足りているかどうかを判断するのが刑事裁判であり、それと弁護人の立場が食い違っていれば証人ではっきりと明らかにする、しかし、検察官の主張と弁護人の主張が一致しているときに、それと事実が違うことを述べる証人の話を聞くのが本当に刑事裁判なのかということも考えました。最初は、証人

は一切呼ばないことも考えていたのですが、被害者の顔を全く見ずに判断していただくのは適切ではないということで、来てはいただきましたが、それ以上踏み込んで中身を聞かなかったというのは、そのような経緯があったところです。

司会者

私が申し上げているのは、犯行状況についてではなく、被告人は、被害者からいろいろな目に遭ったが故に殺意を形成するに至ったのであろうという点について、どのような経緯があったのかを証人で調べる選択肢もあったのではないかとということなのですが。

藤井判事

もちろん、仰るとおりだと思います。ただ、その経緯に関して、被害者から話を聞けば、これからよりを戻したいわけですから、そんなひどいことはしていないという証言がおそらく出たのではないかとということが予想されます。そのような証言が出たときに、そうなのかということになれば、被告人はもっと悪い人間であるということになるので、被告人の刑がより重くなる方向での議論になったかもしれません。それが、はたして検察官が望んでいたことなのか、あるいは弁護人がそれを望んでいたのかと考えたときに、どうなのかなという思いは、やはり残ります。

司会者

一般的に言いますと、裁判所としては、犯罪事実を認めている自白事件であっても、犯情に関わる部分、犯行に至る経緯とか犯行動機というような部分について証言できる人がいるのであれば、調書ではなく証人でやるべきであろうと考えています。特に、検察官の求刑と、弁護人の刑についての意見が非常に異なることがあります。その原因は多くの場合、検察官と弁護人との間で経緯について見方が違う場合、犯行態様についての評価が違う場合、それから、事後的な弁償という場合もあります。動機犯といわれている殺人犯や放火犯は、経緯についての見方がかなり違う場合があります。そのような場合、裁判所としては、やはり重要な事項は調書ではなく証人で調べていくべきではないかと考えているのですが、皆さんはどのように思われますか。

1 番

事件によっては、裁判所まで出てこられるかどうかを考える人もいると思いますが、できるだけ出廷し、事件に関してのことを話していただいたほうが良いかと思います。

2 番

被告人の家族にしろ何にしろ、やはり出てきてもらって証言していただければ分かることも多くなってきますし、私達の判断材料にもなるので、できる限りそうしてもらったほうが良いと思います。

3 番

証人が多いほど事件のいろいろなことが分かってくるとは思いますが、反面、多くの証人の話を聞くと最終的に迷ってしまうこともあるように思います。今回担当した事件は、家族関係の証人が2人出ていましたが、そこにいろいろな方が出てきたら、最終的に迷うことも出てくるのではないかと思います。

4 番

調書は調書で良いのですが、検察側と弁護側の両方から証人を出してもらい状況を話してもらったほうが、より分かりやすいと思います。いろいろな事情があるとは思いま

すが、判断材料が増えることにより、より分かりやすくなると思います。

5 番

冷静に話してもらえるのであれば、出てきてもらうのも良いとは思いますが、感情的に話すような場合もあると思いますし、そこにある証拠だけで判断してくださいということであれば、それに基づいて判断するだけなので、特別そんなに証人、証人というようには思いません。

司会者

これからの裁判として、どうあるべきか、という質問なのですが。

5 番

今、話したとおりです。

6 番

実際にお聞きしたほうが、その人がどのようなことを思っているのかということは受け取りやすいとは思いますが、今、5 番の方が話されたように、証拠そのもので判断するというのであれば、私の経験した事件であれば、これで十分だったような気がします。

司会者

これからの裁判として、どのように運営していくべきか、という質問なのですが。

6 番

それは、かなり難しいので、勘弁してください。

7 番

言われていることは分かるのですが、どうでしょうか。裁判官・裁判員というのは、検察官と弁護人の出した証拠に基づいて判断をして刑を決める役割なので、検察官も弁護人も、作戦というものが間違いなくあると思います。検察官は証人を出し、弁護人は証人を出さないという選択もあるし、その逆もあるし、かつ、人数も1人、2人、あるいは誰もいないという作戦もあると思うので、私達が判断することではないと思います。でも、証人がいたら、いたなりに、こちらからの意見も聞けますので、いたほうが良いとは思いますが。

司会者

若干消極に聞こえた方もいましたが、証人が出て来られるのであれば、証人から話を聞いた方が良いという御意見として伺ってよろしいですか。5 番の方はよろしいですか。

5 番

はい。

司会者

検察官、弁護士からは、今の点につき、御意見はありますか。

河原検事

証人の件ですが、基本は、分かりやすい立証という観点から、証人としてお越しいただくかどうかということを決めることになると思います。ただ、それ以外の要素、例えば、性犯罪の被害者の方を法廷にお呼びするというのは酷なことですし、性犯罪の被害者以外の方でも、事件の被害に遭った上、警察、検察庁で何度も事情聴取を受けて、さらに法廷までお越しいただくというのは、裁判までに非常に御負担をおかけしていると

いう事情もあります。なので、法廷に絶対に来てくださいということは、なかなか言いにくい部分もあるとうことは御理解いただきたいと思います。

司会者

今の御意見の最後の点ですが、警察や検察には出頭義務がありませんが、裁判所には出頭義務があり、出頭しないと刑罰にも処せられるというのが我が刑訴法の制度です。警察、検察庁に行くのは負担ではないとか、すでに警察、検察庁に来ているから裁判所に行かせるのは負担だというのは、刑訴法の建前からは難しいのかなと思いました。

河原検事

それは十分承知しているところですが、法律の建前とは別に、実際の相手がいる話なので。

司会者

検察官申請であれば、出頭の確保を担うのは検察官ということになりますから、そのような立場を踏まえての発言であると思いますが、刑訴法はどのような建前になっているのかということも念頭に置いていただきたいというのが私の趣旨です。

弁護士の方はいかがでしょうか。

石山弁護士

あくまでも個人的な意見ですが、法廷で証人に話してもらったほうが判断する方としては分かりやすいという面はあるのではないかと考えてはいます。しかし、弁護人という立場上、被告人に関係者の調書等を見てもらい、内容に間違いがあったら指摘してほしいという確認をしてもらい、そこで、間違いがあるので呼んでほしいと言われれば、当然、不同意といって、「これは法廷でやります。呼んでください。」という対応はしますが、被告人本人が内容を読んで、これで間違っていないし、むしろ本当はもっとこのような悪いことをしたのに、それが書いてないのでこのままで良いというようなことを言われた場合、それでもやはり法廷に呼んだほうが話が分かりやすいので呼びますよと言って不同意にできるかといえば、立場上できないというのが正直なところです。ただ、裁判員裁判には限らないとは思いますが、一般論として、関係者の話と被告人の認識が違う場合には、証人を呼ぶほうが分かりやすい面はあると思います。

#### 第4 検察官、弁護人の主張について

司会者

法廷では、証拠調べの最初に、検察官、弁護人が冒頭陳述を行ない、自白事件であれば、それぞれの立場から量刑上のポイントとなる事情を主張しますが、検察官と弁護人の見方は必ずしも同じではありません。例えば、1番から3番の方が関与した覚せい剤の事件では、検察官は、常習性があるので再犯のおそれがあると主張したのに対し、弁護人は、十分反省し事実も話しているので再犯のおそれはないと主張しました。このような検察官と弁護人との対立点が分かったのは、どの時点だったのでしょうか。最初から分かったか、それとも事件が進むにつれて徐々に分かってきたのか、あるいは論告弁論で初めて分かったか、そのあたりはいかがでしょう。

1番

裁判をやっていく過程の中、証拠調べで検察官と弁護人の話を聞いているうちによく

分かってきました。

2番

冒頭陳述のときは、それほど感じませんでした。いろいろと違いがあるということは聞いていて分かったところもありましたが、大きな違いというか、お互いの言いたいことはこのように違うと分かったのは最後の論告、弁論でした。

3番

冒頭陳述メモを見ると、全く正反対のことが書かれているので、ここで、ある程度は理解したつもりなのですが、やはり、公判が進み、我々も話し合っているうちに徐々に理解していったという点も多いです。

司会者

確かに、冒頭陳述メモの記載だけでも主張レベルで違うということは分かりますが、何か非常にあっさりとしていますね。

4番

冒頭陳述のときに検察官と弁護人の意見が違うということは分かるのですが、どちらも有罪を前提としているので、どうしたいのかということが分かりませんでした。検察官はどのくらいの罪を考えているのか、弁護人は減刑を主張していましたが、どこを基準にしてどのくらい減刑してほしいのかというのが分からなかったので、冒頭陳述に続けて論告、弁論をしてもらえればなと思いました。

司会者

最初から求刑というのは、さすがにできませんが、要するに、法定刑の範囲について話してほしいということですね。そのようなちょっとした工夫で、減刑の意味が分かりますね。

5番

最初に、そもそも冒頭陳述という意味が分からずに参加し始めたので、その意味から先に教えていただければもう少し理解しやすかったのではないかと思います。検察官と弁護人の争点の違いというか、そのへんは冒頭陳述で何となく分かってきてはいました。

6番

最初から、お家に帰らせるか、帰らせないか、みたいなことだったかなと思いましたし、冒頭陳述を聞いても、私が受け取った感じでは、被告人は大変悪い人だ、というようなことは検察官も話していないようだったので、分かりにくいことはなかったです。

司会者

冒頭陳述メモだけを見ると対立しているように見えますが、実際はそれほど対立していなかったということですか。

6番

対立しているとは受け取りませんでした。

7番

そもそも、勉強しないで来てください、と言われている状況で裁判員として臨んで、いきなり訳の分からない難しい日本語を使われるので、最初は全く分かりませんよね。難しい言葉の説明も受けずに、ただ単に放り込まれて、やれと。どうなんですかね。ある程度、事前に勉強してこないと、どれがどのことかということも分かりませんし、

正直、被告人が、どの人なのかということも分からない裁判員もいるはずです。

もちろん、弁護人と検察官では意見が違うということはテレビドラマでもやっていますので、そのへんで分からないということはありません。

ここが論点だ、争点だというのは、ある程度、話が進んでこないと分からないところなのかなというのは実感しました。

司会者

冒頭陳述という言葉は一般では使わないですよ。その説明もしないというのは誠に申し訳ないと思います。

藤井判事

もちろん、始まる前に、これから行なわれる冒頭陳述とはこういうものですよという話はしているのですが、まだ、もっと分かりやすい工夫をしなければいけないというように伺いました。

司会者

冒頭陳述とか論告とか弁論という言葉は、普通の業界ではあまり使われませんか。冒頭陳述をする際は「冒頭陳述します。」とは言わずに「証拠によって証明しようとする事実は次のとおりです。」と言いますよね。

岩月検事

一応、口頭では「冒頭陳述」と言っても分からないと思うので「証拠によって証明しようとする事実」とは言うのですが、初めて聞くと、たぶんそれは、どうしても右から左に流れていってしまうのかなと思います。そういう意味では、冒頭陳述とは何たるかと、例えば、「証明しようとする事実のガイドラインを示すので」とか、分かりやすい言葉で説明をしていくべきだと思いました。

司会者

冒頭陳述は、事実レベルでの検察官の主張、弁護人の主張を明らかにし、これから何を目標にして審理していくかということが明らかになることから、法曹としては、非常に重要視しているところです。しかし、そもそも、それが何なのか分からなければ全て崩れてしまいます。今後、そのようなことがないように、しっかりと説明していただきたいと思います。

さて、この機会に、法曹に対して是非言っておきたいことがあるという方はいませんか。

5番

被告人等に対する質問について、一つ思ったことがあります。細かいところを一つ一つ聞いていくのですが、もう少し大まかめに聞いて聞くことはできないのかなと思いました。極端な話、例えば、「あなたの苗字は。」「前田です。」「あなたの名前は。」「一郎です。」という尋ね方に聞こえて、非常にイライラした記憶があります。それならば、「前田一郎ですね。」というように聞くことができないのかなと感じました。

藤井判事

基本的なルールとして一問一答といわれていますので、一つ一つ聞いていくということはあるかと思いますが、質問の中身の問題として、経緯について、そこまで細かいところまで聞かなくても良かったのではないかという感じはありましたか。

5 番

いいえ。質問内容ではなく、質問の仕方が細切れ過ぎるのではないかということです。

司会者

他に何かありますか。

4 番

裁判員の選び方と日程ですが、例えば、選任の後、1週間から10日後くらい裁判までの期間を空けることができないでしょうか。選任手続期日の通知が来たときに会社に有給休暇を申請する場合、例えば、この5日間は休みになるかもしれないけれども出勤かもしれないというような、非常にあいまいな申請方法をしなければならないので、それならば、まず、裁判所に呼ばれた日の休暇を取り、裁判員等に選ばれたら、10日後に5日間休みを取るということであれば、もっと参加しやすいのではないかと思います。

藤井判事

要するに、選ばれてから審理が始まる前の期間を少し空けたほうが良いのではないかという御提案ですよ。そこは、裁判所も一つの課題として考えているところです。制度を始めたころは、むしろ短くしたほうが御負担が少ないのではないかとこのことを考え、午前中に選んで午後から審理ということをよく行なっていたのですが、これはやはりしんどいということで、最近は、選んだ翌日から審理を始めるということを行なっています。さらに、それでもまだ近いということで、例えば、金曜日に選んで、月曜日から審理を始めるというパターンもあり、もっと空けられないかということも検討課題にしておりますので、今日いただいた御意見を参考にしながら、そのようなことも考えていきたいと思っています。

三上判事

どのくらいの期間があれば、休暇の申請が間に合うのでしょうか。

4 番

業種によって違うと思います。本当のことを言うと、たぶん1か月くらいだと思います。1か月の勤務時間というのはだいたい決まっていると思うのですが、そこに急きょ休みを放り込むとなると、他の周りの人に迷惑が掛かったり、他の部分を変えないといけない場合もあります。例えば、1か月前くらいに選任の審査があり、そこで選ばれた場合は、半月から1か月後くらいのスパンで休暇を申請すれば、職業にもよりますが、人の調整は可能だと思います。

司会者

他に何かありますか。

7 番

交通費と日当の件です。法律で決められた方法により計算された金額が支払われているとは思いますが、実際、地方によって環境は違いますよね。今回の事件で一緒だった方は、魚沼から来られていたのですが、宿泊できないということでした。冬場に魚沼からここまで出てくるのかと思いますし、雪が降って新幹線が止まったらアウトだと思います。私も燕から来ていますが、燕も雪がすごく降ります。遅れないで来てくださいと言われても、泊まれないということなので、次の日にすごい雪が降ったら間に合わないと思いました。

2 番

私も南魚沼市からだったので、雪と相談しながらでしたが、なんとかあったので良かったです。年末だったので雪が結構多かったです。

7 番

公共機関で来てくださいと言われても、田舎は1時間に1本来るか来ないかです。都会だったらいいですよ。東京とか大阪とか、電車が常に走っている所ならいいですが。ちょっと、そのへんを考えていただけると、出てくるほうも気持ちよく出てこられるのかなと思いました。

高瀬首席

宿泊費は出せないけれども、その代わりに新幹線代は出せるということなので、あとは、その中でやっていただくしかないというのが実情ではあります。出発時刻と帰宅の時刻とを全て勘案した上で泊が付くか付かないかが決まります。新潟だけの問題ではありません。

## 第5 記者からの質問

記者 (T e N Y)

大半の方が、良い経験ができたと話されていましたが、裁判員制度そのものに関して、市民の方が審理に参加するということに関し、賛成、反対含め、もっとこのように改善したほうが良いという点があれば教えてください。

1 番

私は、裁判員制度はあったほうが良いと思います。私達がいたほうが、犯罪をした人のクッションではないのですが、良いのではないかなと思います。

2 番

いろいろな負担がかかってしまうというのは問題かとは思いますが、私達のような普通の主婦や何も知識のない方からの意見を取り入れた裁判というのは、意義のあることではないかと思えます。

3 番

日程上5日間とか1週間という期間、その間会社も休み、自分自身としては厳しかったです。ただ、やはり国が決めたことですし、会社も公休に「裁判員」が登録されており、私が初めてだったようですが、ちゃんと認めてくれましたので、問題なくこの裁判に参加することができました。

4 番

私自身では絶対に経験できないような話を聞いたりして、良い経験をしたとは思いません。一般的に、参加することが難しい人もいるとは思いますが、この制度で裁判に参加することで、犯罪の抑止力にもなるような気がします。例えば、若い人がもっと参加することで、こういうことをしたらこうなるんだということが自分でも理解できるようし、そういう意味では、この制度は悪いことではないと思えます。

5 番

自分は参加したかったので良いのですが、裁判員がいなくても判決は変わるのか変わらないのか、そのへんがちょっとよく分からないので、もしかしたら制度はなくても良

いのではないかということをし少し思ったりしています。

6 番

国民としての主権の行使というのは、こういうことなのかと思いました。自分は主権者だということの意味を、もう少し深く考えてみたいと思っています。

7 番

私も5番の方と同じなのですが、裁判員がいなくてもできる、というのが、どこかにあります。やってみて思ったのは、そこですね。素人は感情に流される部分もあるのではないかなというのはありますし、別に裁判員がいなくても成り立つのかなとも思います。

司会者

その点については、法律の専門家だけでは手続きがやたらと難しいことや、我々は、国民の常識を反映していろいろと事実認定や量刑をしたりしているつもりですが、これを検証することができないことから、手続きをもっと分かりやすく、それから、国民のセンスや感覚や常識を反映した裁判にしていくということでこの制度ができたということだと思います。

記者 (T e N Y)

皆さん3日間とか5日間という限られた日程だったと思いますが、短期間で判決を出さなければならない、意見を言わなければならないということへのプレッシャーや精神的な負担というのは感じませんでしたか。

1 番

私の場合は5日間でした。大変だったとは思いませんでした。

2 番

何も知識がない中、午前中に決まって午後からという感じで急に始まってしまうので、精神的に大変だなと思ったことはありました。

3 番

長いようで短い5日間でしたが、逆にこれが長くなればなるほど、精神的に参ってしまうのかなと思います。むしろ5日間ならその中でスパッと決めてしまったほうが精神的にも楽かなという気もします。

4 番

期間は短いですが、私一人の意見ではなく、皆の意見で最終的に決まるので、それほどプレッシャーではなかったというのが正直な意見です。

5 番

私は3日間でしたが、例えば、1回やって1週間後にまたというようなやり方ではなく、3日間だけ集中して考えられたので、それはそれで良かったと思っています。

6 番

大変分かりやすい資料を提示していただき、これはこういうものだということで分かりやすく説明していただいたので、3日間集中できて良かったと思います。

7 番

拘束期間が長ければ長いほど、きついのかなというのはありますが、期間でプレッシャーがかかったということはありません。ただ、人が人を裁判し刑を決めるということ

にプレッシャーはありました。

記者 (T e N Y)

経験者の皆さんには守秘義務というものがあると思いますが、この守秘義務に関してどのように理解されていますか。守秘義務があることによる精神的な負担等はありませんか。

1 番

法廷には傍聴者の方もいるので、そこでの会話は話しても大丈夫と伺っています。さほどプレッシャーには思っていないです。

2 番

精神的な苦痛というのは特になかったです。

3 番

法廷でのことは話しても良いと言われていましたので、守秘義務に関してはプレッシャーではなかったです。

4 番

オープンな法廷の中でのことは話しても良いということだったので、特に何も考えていません。話す機会もないので、実際に話したことはないのですが、何もプレッシャーには感じなかったです。

5 番

同じです。

6 番

私も同じです。

7 番

守秘義務ということに関しては、プレッシャーはないです。裁判員等を経験すると、喋りたいという気持ちにはならないので、別にそこまで苦痛ではなかったです。

5 番

裁判の話をしようとすると、周りの人から、守秘義務があるから、もうそれ以上話さなくてもいいよと逆に言われたことがあります。法廷で見聞きしたことすら聞いてはいけないと思っている人が多いようです。